

水泳実施要領(案)

1 競技規則

競技規則は、令和6年度全国障害者スポーツ大会競技規則（令和6年4月1日より実施分発行）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集は、水泳会場で行うので、係員の指示に従うこと。
- (2) 招集は、競技開始時刻20分前に完了すること。
- (3) 招集に遅れた選手は、棄権したものとみなす。

3 競技方法

(1) 選手の紹介

競技前の選手の紹介の際は、椅子から立って紹介を受ける。ただし、車椅子使用者及び立つことが困難な選手は、座ったまま片方の手をあげる等により紹介を受ける。

(2) 介助

下肢障がい者及び視覚障がい者で、プールの出入り等で補助を要する者には競技役員及び補助員による介助を行う。

(3) 誘導

競技場内の誘導は、競技役員が行う。

(4) 障害区分23の者は「本人が準備した」光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。

(5) 障害区分23の者及び同等の障害が重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図（タッピング）しなければならない。障害区分24の者には行うことができる。

(6) 飛び込みスタートは、水中スタートまたは飛び込みスタートを選択できる。

4 番号布

番号布は、主催者が交付したものを使用し、水着以外のユニフォーム等に縫い付けるなどして、招集の際に競技役員に見せること。

5 競技会場

- (1) 水泳場においては、事故防止に十分に気を付けること。
- (2) 会場の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

6 表彰

- (1) 各種目、各組単位で障害区分ごとに1位から3位までの入賞者を表彰する。
- (2) 入賞者の表彰は、組別の競技終了後に行う。